

## 「訪問看護業務の手引 令和2年4月版」正誤及び追補

令和2年8月 社会保険研究所

### (1) 訂正等

本書について、①③④のとおり不適切な記述がありましたので、お詫びして訂正いたします。また、②により追補いたします。

	頁・箇所	訂正前	訂正後
① 正 誤	100 頁 上から3行目	<u>また、訪問看護療養費の支払を受ける権利は、2年を経過すると時効によって消滅します。</u>	<u>訪問看護ステーションによる訪問看護療養費の請求権の消滅時効については、民法の一部改正（令和2年4月1日施行）により、原則として訪問看護を行った翌月1日（国民健康保険の場合は翌々月の1日）から起算して5年間で消滅時効が完成すると解して差し支えないこととされています。</u>
② 追 補	68 頁 下から6行目～	これにより、利用者は、本人負担の利用料のみ（原則1割、2割又は3割）で訪問看護が受けられます。	これにより、利用者は、本人負担の利用料のみ（原則1割、2割又は3割）で訪問看護が受けられます。 <u>残りの費用は訪問看護ステーションが国保連合会を通じて市町村に介護報酬として請求します。</u> <u>この介護報酬の請求権は、介護保険法の規定により、2年を経過すると時効によって消滅します。</u>

※健康保険法の規定により、被保険者が保険給付を受ける権利は、行使することができる時から2年を経過したときは、時効によって消滅します（健康保険法第193条）

※しかしながら、訪問看護療養費は現物給付の形がとられているため、訪問看護ステーションを含む保険医療機関等による診療報酬請求権の消滅時効については、民法の規定が適用されますので、標記箇所の記述を訪問看護ステーションに関する記述に変更させていただきます。

※また、介護保険にあっては、介護報酬の請求権の消滅時効は2年とされています（介護保険法第200条及び平成27年4月1日厚生労働省老健局介護保険計画課・老人保健課事務連絡／介護保険最新情報 vol1462）。今回、その内容を本書に追補させていただきます。

#### (参考)

民法の一部改正（令和2年4月1日施行）により、「医師、助産師又は薬剤師の診療、助産又は調剤に関する債権」に係る3年間の短期消滅時効が廃止され、債権一般について、権利を行使することができることを知った時（主観的起算点）から5年間又は、権利を行使することができる時（客観的起算点）から10年間と消滅時効期間が整理され、いずれか早い方の経過によって時効が完成することとされました。

保険医療機関等による診療報酬請求権の消滅時効については、債権者たる保険医療機関等が当該請求権を行使することができることを知っていることが通常であると考えられることから、当該保険医療機関等が診療報酬請求権を行使できることを知らなかったと考えられる特段の事情がない限り、原則として診療月の翌月1日（国民健康保険の場合は翌々月の1日）から起算して5年間で消滅時効が完成すると解して差し支えないとされています。

（令和2年5月8日 保保発0508第1号・保国発0508第1号・保高発0508第1号「民法の一部を改正する法律等の施行について」）

③ 正誤	36 頁 表内下から 6 行目～4 行目	その他の職員の変更（採用（転入を含 む）・退職（転出を含む）・死亡）★	健保法規 則第 77 条	免許証の写(新規採用の 場合, その他不要)	〔削除〕
		その他の職員の氏名の変更★	同上	なし	
	36 頁 下から 6 行目 ～4 行目	なお、健康保険法による指定訪問看護事業者が、看護師等の従業者を増減した場合は、運営規程に係る変更の届出を行うほか、同時に当該従業者について、その他の従業者に係る変更の届出を行うこととなります（この場合、介護保険法に基づく変更届出は必要ありません）。			〔削除〕
④ 正誤	119 頁 ※ 1	※ このうち、機能強化型 1 は 6 人、同 2 は 4 人を常勤職員とし、それぞれ 1 人については非常勤看護職員の実労働時間を常勤換算に算入することができる。ただし、訪問看護ステーションの同一敷地内に、療養通所介護事業所、 <u>児童支援</u> を行う事業所又は放課後等デイサービスを行う事業所として指定を受けており、当該訪問看護ステーションと開設者が同じである事業所が設置されている場合は、当該事業所の <u>非常勤職員</u> のうち 1 人まで又は非常勤職員のうち常勤換算した 1 人までを、当該訪問看護ステーションの常勤職員の数に含めることが可能		※ このうち、機能強化型 1 は 6 人、同 2 は 4 人を常勤職員とし、それぞれ 1 人については非常勤看護職員の実労働時間を常勤換算に算入することができる。ただし、訪問看護ステーションの同一敷地内に、療養通所介護事業所、 <u>児童発達支援</u> を行う事業所又は放課後等デイサービスを行う事業所として指定を受けており、当該訪問看護ステーションと開設者が同じである事業所が設置されている場合は、当該事業所の <u>常勤職員</u> のうち 1 人まで又は非常勤職員のうち常勤換算した 1 人までを、当該訪問看護ステーションの常勤職員の数に含めることが可能	

## (2) 令和 2 年 10 月からの改正対応

令和 2 年 10 月 1 日より、次の法令・通知の改正が施行・適用されますので、本書について、下表のとおり追補いたします。

### ①指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（本書 493 頁収載）

令和 2 年 3 月 5 日・厚生労働省令第 25 号により改正

改正施行日・医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第 9 号）附則第 1 条第四号の政令で定める日

令和 2 年 4 月 30 日政令第 155 号により、上記政令で定める日は令和 2 年 10 月 1 日とされた

### ②指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準について（本書 498 頁収載）

令和 2 年 3 月 5 日・保発 0305 第 4 号により改正

改正適用日・医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第 9 号）附則第 1 条第四号の政令で定める日（令和 2 年 10 月 1 日）

頁・箇所	改正前	改正後
493 頁 上から 6 行目	(平 12.3 省令 80) (平 20.9 省令 149 改正)	(平 12.3 省令 80) (令 2.3 省令 25 改正) ※改正内容は 494 頁に記載済み
498 頁 上から 3 行目～	(平 12.3.31 保発 70 号・老発 397 号) (平 30 保発 0305 第 4 改正) <u>指定訪問看護及び指定老人訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準については、「指定老人訪問看護及び指定訪問看護の事業に係る人員及び運営に関する基準について」(平成 6 年 9 月 9 日老健第 268 号・保発第 101 号)により取り扱われてきたところであるが、本</u>	(令 2 保発 0305 第 4) <u>指定訪問看護及び指定老人訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準については、「指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準について」(平成 12 年 3 月 31 日老発第 397 号・保発第 70 号)により取り扱われてきたところであるが、本日「指定訪問看護の事業の人</u>

	<p>日「<u>指定訪問看護及び指定老人訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準について</u>」(平成12年厚生省令第80号。以下「<u>基準</u>」という。)が公布され、同年4月1日から適用されることとなったことに伴い、<u>その取扱いについては、下記によることとしたので、その実施に遺憾のないよう関係者に対して周知徹底を図りたい。</u></p> <p>なお、これに伴い、「<u>指定老人訪問看護及び指定訪問看護の事業に係る人員及び運営に関する基準について</u>」(平成6年9月9日老健第268号・保発第101号)は、平成12年3月31日限り廃止する。</p>	<p>員及び運営に関する基準についての一部を改正する省令」(令和2年厚生省令第25号)が公布され、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律(令和元年法律第9号)附則第1条第四号の政令で定める日〔令和2年10月1日〕から施行されることとなったことに伴い、<u>その取扱いについては、下記によることとしたので、その実施に遺漏のないよう関係者に対して周知徹底を図りたい。</u></p> <p>なお、これに伴い、「<u>指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準について</u>」(平成12年3月31日老発第397号・保発第70号)は、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律(令和元年法律第9号)附則第1条第四号の政令で定める日限り廃止する。</p>
498 頁 下から13行目	必要な場合に随時、	また、必要な場合に随時、
502 頁 上から5行目	その者の提示する被保険者証により確かめなければならない	その者の提示する被保険者証等により確かめなければならない
503 頁 上から13行目	交通費、おむつ代、 <u>家事援助に要する費用等</u>	交通費、おむつ代 <u>及び家事援助に要する費用等</u>
503 頁 下から13行目	訪問看護計画の修正を行い改善を図る等に	訪問看護計画の修正を行い、 <u>改善</u> を図る等に
503 頁 下から11行目	利用者及び <u>家族</u> に	利用者及び <u>その家族</u> に
503 頁 下から4行目	<u>医師</u> の指示	<u>主治医</u> の指示
504 頁 下から11行目	提供した看護内容、 <u>サービス提供結果等</u> を記載すること。	提供した看護内容 <u>及びサービス提供結果等</u> を記載すること。
505 頁 上から13行目	臨時応急の手当を行う等の <u>適切な措置</u> を講じなければならない	臨時応急の手当を行う等の <u>必要な措置</u> を講じなければならない
506 頁 下から6行目～	<u>利用者</u> の家族等に対して連絡を行う等の <u>必要な措置</u> を講じるべきこととともに、 <u>利用者</u> に対する指定訪問看護の提供により	<u>当該利用者</u> の家族等に対して連絡を行う等の <u>必要な措置</u> を講じるべきこととともに、 <u>当該利用者</u> に対する指定訪問看護の提供により
507 頁 上から6行目	指定訪問看護ステーションごとに <u>区分経理</u> を行うとともに、	指定訪問看護ステーションごとに <u>経理を区分</u> するとともに、
507 頁 上から19行目	ロ 職員の勤務状況、給与、 <u>研修等</u> に関する記録	ロ 職員の勤務状況、給与 <u>及び研修等</u> に関する記録